

通信制高等学校の質の確保・向上に向けた取組について

●
令和元年10月 1 日

通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（第 1 回）



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「広域通信制高校に関する集中改革プログラム」において提示された

広域通信制高校における質の確保・向上方策について（平成28年3月）

- 平成27年12月、ウィッツ青山学園高等学校の問題を受け、文部科学省に「広域通信制高校の教育運営改善緊急タスクフォース」を設置。
- 平成28年3月、タスクフォースは、「広域通信制高校に関する集中改革プログラム」を提示。広域通信制高校における質の確保・向上方策として、次の4つの対策が示され、以後、当省では、これを踏まえて通信制高校の質の確保・向上のための取組を推進してきたところ。

対策①. 広域通信制高等学校の質の確保・向上のためのガイドラインの策定

対策②. 広域通信制高等学校に関する徹底的な実態把握・点検調査の実施

対策③. 全国的に展開する広域通信制高等学校への指導監督・評価の仕組みの検討

対策④. 情報公開の積極的な推進

通信制高等学校の質の確保・向上に向けた取組①

1. 高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定

通信制高等学校における主体的な学校運営改善の取組や、所轄庁における実施校に対する指導監督のための指針として策定（平成28年9月30日発出）。

2. ガイドラインに基づく点検調査の開始

広域通信制高等学校に対し、文部科学省、所轄庁、内閣府（株立学校の場合）が、アドバイザーの協力も得て、ガイドラインに基づき、適切な学校運営について実地での検査を実施（平成29年2月に開始し、令和元年9月25日時点で34校を調査済み（株式会社立17校は全て済み））。

3. 高等学校学習指導要領の改訂（参考資料1）

高等学校学習指導要領の通信制の課程における教育課程の特例を改訂し、面接指導等時間のメディア減免に係る配慮事項等を追加（平成30年3月公示）。

4. 高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂（参考資料2）

点検調査等において更なる課題等が明らかとなったことを踏まえ、平成28年度に策定されたガイドラインを改訂（平成30年3月23日発出）。

5. 学校教育法施行規則の改正（参考資料3）

都道府県等が自ら所轄する通信制高等学校の教育活動が行われる施設を網羅的に把握し、指導監督に活かすことを目的として、面接指導等実施施設を学則の記載事項とするよう、学校教育法施行規則を改正（平成30年4月1日施行）。

6. 広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可にあたって参照すべき指針の策定（参考資料3）

上記5. に伴い、所轄庁における面接指導等実施施設に係る学則認可の際に参照すべき指針を策定（平成30年3月27日発出）。

7. 高等学校通信教育の質の確保・向上のための指導監督マニュアルの策定（参考資料4）

所轄庁がガイドラインに基づき通信制高等学校に対する指導監督等を行う際に留意すべき点を取りまとめ（平成30年3月28日発出）。

8. 広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する情報の集約及び公表

広域通信制高等学校については、実施校の所在する都道府県の内外に多くのサテライト施設が存在し、当該施設がいずれの広域通信制高等学校と連携しているか明確でない場合、所轄庁が指導監督を実施する際や、生徒・保護者が学校選択をする際の支障となることから、サテライト施設に関する情報を当省ホームページに公表（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1403646.htm）。

9. 広域通信制高等学校に対する経常費補助の配分の仕組みの見直し（参考資料5）

私立の広域通信制高等学校において違法・不適切な学校運営等があった場合に、その改善を促すための仕組みとして、経常費補助を減額して交付することができる仕組みを設け、平成30年度の交付から適用。

(参 考)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（平成28年9月策定）

目的

本ガイドラインは、高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）における主体的な学校運営改善のための取り組みや、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として策定するもの

主な内容

1. 学校の管理運営に関する事項

①教職員の配置等

・添削指導等は、教員免許状を有している教員により行うよう、教員配置を行うこと

②連携施設との適切な協力・連携関係の確保等

・添削指導等は実施校の教職員が行うこと(連携施設の職員等、実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させない)

・連携施設の設置者とあらかじめ文書による取決めを行うこと

・実施校と連携施設の関係について、生徒・保護者に十分な説明を行うこと

・連携施設が実施校の施設であるかのような誤解を招くことのないように留意すること

③学校評価

・運営状況について、自己評価を実施・公表すること、学校関係者評価の実施に努めること

④その他

・編入学の受け入れについては、法令上、編入学が認められるかどうかを確認し、適切に処理すること

・高等学校等就学支援金の代理受給等の事務を適正かつ確実に執行すること

2. 教育課程等に関する事項

①教育課程及びそれに基づく指導と評価

・学習指導要領等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること

②添削指導及びその評価

・添削指導の回数を十分確保すること

・択一式のみの課題は不適切であること。また、正誤のみの記載ではなく、必要な解説等をを付すこと

③面接指導及びその評価

・各教科・科目の面接指導の単位時間数を十分確保すること

・一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導すること。

④多様なメディアを利用した指導及びその評価

・多様なメディアを利用して行う学習を取り入れる場合は、計画的かつ継続的に提供し、高等学校教育の目標及びその水準の維持が図られるよう十分配慮すること

・報告課題の作成等により、その成果が満足できるものであるかを確認すること

⑤試験及びその評価

・実施校の教職員の監督下で適切に実施すること

⑥その他

・特別支援教育コーディネーターの指名、スクールカウンセラーの配置など、きめ細かな支援に努めること

3. 施設及び設備に関する事項

・通信教育規程に規定する校舎に備えるべき施設等の確保、環境づくりに努めること

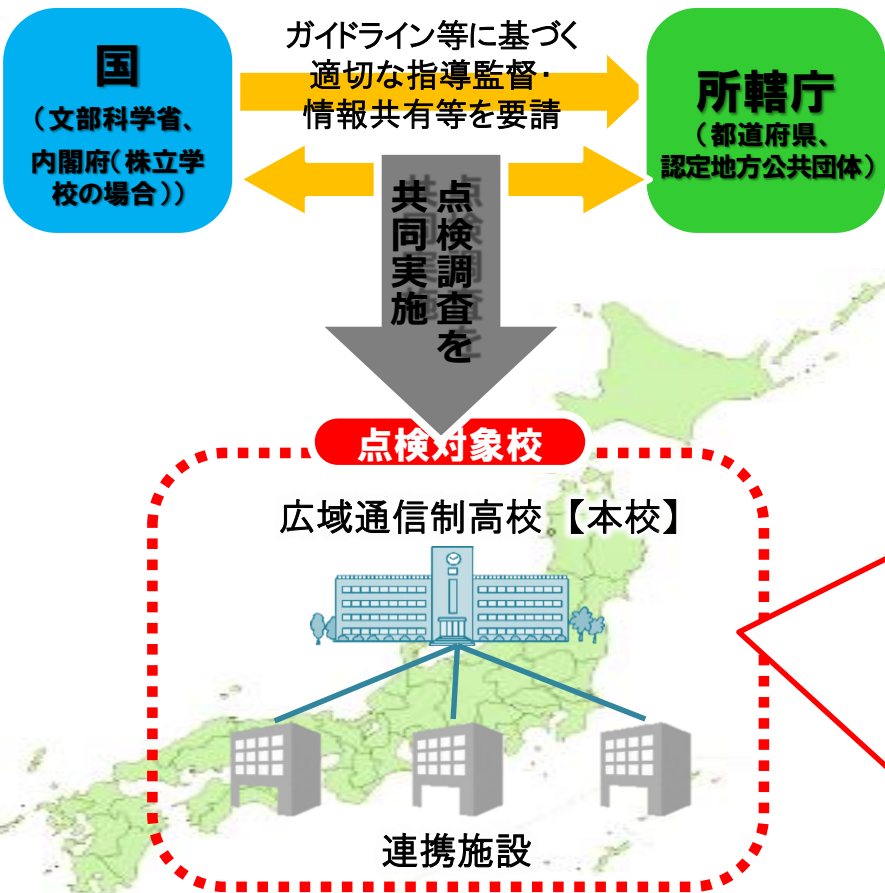
・添削指導等を行う連携施設についても、適切な環境が確保されること

広域通信制高等学校に対する点検調査（平成29年2月～）

・「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づき、広域通信制高校に対し、**文部科学省、広域通信制高校の所轄庁（都道府県又は認定地方公共団体）、内閣府（株立学校の場合）**が、**広域通信制高校アドバイザー（※）の協力を得て、適切な学校運営について実地による点検調査を実施。**

（※）高校通信教育に関し専門的な知識・経験を有する者に対して委嘱。

・点検調査結果は、文部科学省から所轄庁に通知し、当該結果を踏まえて学校運営の改善を図るよう学校に対する指導助言を行うことを依頼。所轄庁からの指導通知発出後、3か月を目途として改善状況の報告を求めている。



これまでの点検調査等において 明らかとなった課題（指摘事項）の例

- ・添削指導について、正誤の採点のみに留まるなど十分な指導が行われていない
- ・年間指導計画において添削課題の提出期限の定めがなく、試験前にまとめて添削指導を実施する等、計画的な添削指導が行われていない
- ・施設・設備面での制約等から理科や家庭科等の教科における実験・実習が必ずしも十分に行われていない
- ・多様なメディアを利用して行う学習の視聴報告書について、単に生徒に要点・感想を自由記述させるに留まり、生徒の学習効果が高まるような、放送内容の特徴等を踏まえた視聴報告書の様式となっていない
- ・添削指導における課題を、そのまま試験の問題に用いている例が多くみられる

高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの一部改訂（平成30年3月）

主な内容

（赤字は、一部改訂時に追加した部分）

1. 学校の管理運営に関する事項

①教職員の配置等

・添削指導等は、教員免許状を有している教員により行うよう、教員配置を行うこと

②連携施設との適切な協力・連携関係の確保等

- ・添削指導等は実施校の教職員が行うこと（連携施設の職員等、実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させない）
- ・連携施設の設置者とあらかじめ文書による取決めを行うこと
- ・実施校と連携施設の関係について、生徒・保護者に十分な説明を行うこと
- ・連携施設が実施校の施設であるかのような誤解を招くことのないように留意すること

③学校評価

・運営状況について、自己評価を実施・公表すること、学校関係者評価の実施に努めること

④その他

- ・編入学の受け入れについては、法令上、編入学が認められるかどうかを確認し、適切に処理すること
- ・高等学校等就学支援金の代理受給等の事務を適切かつ確実に執行すること

2. 教育課程等に関する事項

①教育課程及びそれに基づく指導と評価

・学習指導要領等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること

②添削指導及びその評価

- ・添削指導の回数を十分確保すること
- ・択一式のみの課題は不適切であること。また、正誤のみの記載ではなく、**生徒の学習状況に応じた解説・自学自習に必要なアドバイス等**を付すこと

③面接指導及びその評価

- ・各教科・科目の面接指導の単位時間数を十分確保すること
- ・一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導すること。
- ・**連携施設における面接指導は、その他教育活動と区別されるものであり、指導要領等に基づき実施すること。実施校は生徒の履修状況を把握すること**

④多様なメディアを利用した学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

- ・報告課題の作成等により、その成果が満足できるものであるかを確認すること
- ・**面接指導時間を大幅に減免できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要のある場合（自宅療養、登校困難、仕事・海外生活、教育効果の確保可能等）であること**
- ・**メディア学習は計画的かつ継続的に取り入れなければならないこと等** →学習指導要領改訂にも反映

⑤試験及びその評価

・実施校の教職員の監督下で適切に実施すること

⑥学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施

・年間指導計画に基づき、教員が指導要領等に則り適切に実施し、教育水準の確保等に十分配慮すること

⑦その他

・**在籍しながら履修しない等の生徒への適切な指導・支援、特別支援教育コーディネーターの指名、スクールカウンセラーの配置など、きめ細かな支援に努めること**

3. 施設及び設備に関する事項

- ・通信教育規程に規定する校舎に備えるべき施設等の確保、環境づくりに努めること
- ・添削指導等を行う連携施設についても、適切な環境が確保されること

4. 積極的な情報公開の推進

・**生徒・保護者等が教育環境や運営状況に関して適切かつ十分な情報を得られるよう、実施校・設置者は積極的な情報公開に努めること**



高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

高等学校においては、生徒の基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図ること、定時制・通信制課程における生徒等の多様な学習ニーズ等に対応すること、広域通信制高等学校の適切な運営と教育の質の確保が求められていることから、実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応のための調査研究

高等学校の魅力化と教育の質の確保に向けた調査研究

- ◆「高校生のための学びの基礎診断」測定ツールの難易度等に関する調査研究
「高校生のための学びの基礎診断」は、民間事業者により出題内容や難易度等が様々であるため、民間事業者間の測定ツールの難易度等に関する調査研究を行う。
- ◆新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等の在り方に関する調査研究
「高校生のための学びの基礎診断」の対象教科である国語・数学・英語以外の共通必修履修科目等の取扱いについて検討するための調査研究を行う。
- ◆高等学校教育魅力化プラットフォームの運営・充実
高等学校が取り組む改革事例の収集・分析を行い、教育改革の取組事例の普及を図る。

多様性への対応に関する調査研究

- ◆定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応に関する実証研究
定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。
- ◆定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及
定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究

- ◆広域通信制高等学校の管理運営等に関する点検調査の実施
- ◆広域通信制高等学校における管理運営や教育指導に関する評価等の在り方や教員研修の在り方に関する実証研究を実施

2. 時代に即した通信制課程・定時制課程への転換

定時制通信制教育振興法の改正

- ・ 通信制課程・定時制課程は、勤労青年のための教育機会を保障するために制度化されたものの、現在は、不登校・中途退学経験者等の様々な課題を抱えた生徒の受け皿となっており、制度や教育内容を時代に合わせて改善していくことが必要。
- ・ 生徒の高等学校教育の機会を確保するため、勤労青年教育を第一目的に掲げる定時制通信制教育振興法を改正するとともに、通信制課程については、第三者評価の実施等、教育の質の保証を徹底する仕組みを構築する。

- ・ 高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学。一方、高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化。高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化。
- ・ 少子高齢化、就業構造の変化、グローバル化、AIやIoTなどの技術革新の急速な進展によるSociety5.0の到来など、高等学校を取り巻く状況は激変。
- ・ これからの高等学校においては、生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を身につけさせるとともに、文理両方をバランスよく学ぶこと等を通じ、Society5.0をたくましく生きる力を育成。

(1) 学科の在り方

- 全ての高等学校において、生徒受入れに関する方針、教育課程編成・実施に関する方針、修了認定に関する方針を策定
- 国は、普通科の各高等学校が、教育理念に基づき選択可能な学習の方向性に基づいた類型の枠組みを提示

<類型の例>

- ・ キャリアをデザインする力の育成重視
- ・ グローバルに活躍するリーダーの素養の育成重視
- ・ サイエンスやテクノロジーの分野等におけるイノベーターとしての素養の育成重視
- ・ 地域課題の解決等を通じた探究的な学びの重視

- 類型の種類や履修・指導体制の在り方について、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討
- 文系・理系科目をバランスよく学ぶ仕組みの構築

【参考】生徒数 (平成29年度)

普通科	239万人 (73%)
専門学科	71万人 (22%)
総合学科	18万人 (5%)

(6) 中高・高大の接続

- 文理両方を学ぶ人材の育成の観点から、文系・理系に偏った試験からの脱却を目指し、大学入学者選抜の在り方の見直し
- 入学者選抜改革やカリキュラム改善等、教育の質向上に取り組む大学の支援の充実
- 高等学校卒業者の職業選択である「一人一社制」について、よりよいルールとなるよう検討

(2) 高等学校の教育内容、教科書の在り方

- 新高等学校学習指導要領の着実な実施
- 社会の変化に対応するための学習指導要領の一部改訂の実施、標準的な授業時間の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
- 技術革新の進捗が早い分野の教科・科目に係る教科書の弾力的見直しを検討

(4) 教師の養成・研修・免許の在り方

- 校内研修の充実、ベテランから若手教師への知識技能の伝承
- 教師の資質の向上に関する指標について学校種ごとに記述
- 特別免許状の弾力的な活用等による、ポスドク、企業人材、アスリート、芸術家などの外部人材の活用
- 特色ある教育活動を推進している校長の在職期間の長期化など、人事異動の在り方の再点検

(7) 特別な配慮が必要な生徒への対応

- 不登校などの多様な課題を抱える生徒に対応するためのスクールカウンセラーなどの専門人材の配置状況の把握と、適正な配置・活用に向けた方策の検討、SNSを活用した教育相談体制の充実
- 高等学校における通級による指導の充実、高等学校入学者選抜における合理的配慮
- 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた学校と関係機関等の連携
- 日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の受入体制の充実

(3) 定時制・通信制課程の在り方

- 定時制・通信制課程における生徒のキャリア形成に必要な社会的スキル等の育成方策について検討
- 通信制課程において「高校生のための学びの基礎診断」の活用促進等による質の確保・向上
- 広域通信制高等学校の第三者評価の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上

(5) 地域や大学等との連携の在り方

- 高等学校と市町村、産業界、大学等が協働した地域課題の解決等を通じた学びの実現
- 高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施の推進
- 高等学校と地域をつなぐコーディネーターの役割やその在り方の検討

(8) 少子化への対応

- 離島・中山間地域等の小規模な高等学校において、ICT等の導入や高等教育機関との連携強化により学習の多様性や質の高度化を図る
- 都道府県における検討に資するよう、都道府県における高等学校の再編や小規模校の活性化の状況や事例を情報提供

2. 新時代に対応した高等学校改革

(3) 定時制・通信制課程の在り方

高等学校の定時制・通信制課程は、勤労青年の高等学校教育を受ける機会を保障するため戦後制度化され、60年が経過しました。近年では、勤労青年が減少する一方、不登校経験者や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、社会人など、多様な背景を持つ生徒が多く在籍しています。定時制・通信制課程を考える上では、全日制課程との関連も含めた高等学校教育全体を見渡して、こうした時代の変化・役割の変化に対応することが求められます。

また、広域通信制高等学校においては、一部の学校で極めて不適切な学校運営や教育活動が行われていたことを踏まえ、質の保障・向上を徹底し、社会の信頼を高めていくことが必要です。

- 定時制・通信制課程は、勤労青年だけでなく、不登校経験者や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、社会人などの多様な背景を持つ生徒の受け皿となっている。国は、こうした実態を把握し、その変化に応じた教育の質の向上や生徒支援の方策について、総合的に検討する。
- 定時制・通信制課程が、勤労青年のための学びの場という設置当初の位置付けから、多様な生徒の学びの場としての課程へと変容しつつある中、定時制・通信制課程において、これらの生徒が自らのキャリアをしっかりと描き、また多様な進路を実現できるよう、国は、必要な社会的スキル等を育成できるように制度や運用の在り方について検討する。
- 通信制課程は、場所や時間にとらわれない柔軟な特性をいかし、多様な生徒の学びの場としての役割を果たす一方、対面による指導時間が少ないこと等により、生徒の学習状況や定着度についての把握が困難となっていることから、国は、通信制課程における「高校生のための学びの基礎診断」の活用促進など、通信制課程の質の確保・向上のための方策を講じる。
- 広域通信制高等学校は、質の確保・向上の必要性が指摘される中、引き続き、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づく運営改善に取り組むとともに、国は、広域通信制高等学校における第三者評価の在り方の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上に向けた取組を推進する。
- 定時制・通信制課程は、夜間中学¹を卒業した生徒の学びが継続される場ともなり得ることから、夜間中学との接続・連携を図る。

¹ 正式名称は中学校夜間学級。地方公共団体が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級のこと。平成31年4月時点で9都府県27市区に33校が設置されている。

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育ててきた
それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落 [12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領
の実施

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育
の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の
在り方について総合的に検討

学校における働き方改革

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの**基盤的な学力の確実な定着**に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した**児童生徒の発達**の段階に応じた**学級担任制と教科担任制**の在り方や、**習熟度別指導の在り方**など**今後の指導体制**の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む**教育課程**の在り方
- **障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒**に対する指導及び支援の在り方など、**児童生徒一人一人の能力、適性等**に応じた**指導**の在り方

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など**各学科の在り方**
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、**STEAM教育**の推進
- **時代の変化・役割の変化**に応じた**定時制・通信制課程**の在り方
- **地域社会や高等教育機関との協働**による教育の在り方 等

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の**就学機会の確保**、教育相談等の**包括的支援**の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する**指導体制の確保**
- **日本の生活や文化**に関する教育、**母語の指導**、**異文化理解や多文化共生**の考え方に基づく教育の在り方 等

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる**教師の在り方**
- 義務教育9年間で**学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階**に捉え直すことのできる**教職員配置や教員免許制度**の在り方
- **教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画**等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など**教員免許更新制の実質化**
- **多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成**できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する**教師の専門性向上のための仕組み**の構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた**幼児教育の質の向上**
- **義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障**するための方策
- **いじめの重大事態、虐待事案**に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた**自治体間の連携等**を含めた**学校運営**の在り方
- **教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用**を含む条件整備の在り方 等